



知的財産

支援活動だより

特集

「新型コロナウイルス感染症 出願支援制度」について



トピックス

- ・3月までの支援活動（関東会・東海会・関西会）

目 次

特 集 「新型コロナウイルス感染症 出願支援制度」について

知的財産支援センター

福田昌弘

4

1. 3月までの支援活動

関東会

・「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館	関東会知財教育支援委員会	富所英子	7
・「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館	関東会知財教育支援委員会	金子正彦	9
・「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館	関東会知財教育支援委員会	伊藤夏香	11
・「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館	関東会知財教育支援委員会	根岸宏子	13
・「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館	関東会知財教育支援委員会	遠田利明	15
・「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館	関東会知財教育支援委員会	高橋洋平	17
・「知的財産特別授業」横浜市立もえぎ野中学校	関東会知財教育支援委員会	岩崎孝治	19
・「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館	関東会知財教育支援委員会	伊藤夏香	20

東海会

・「海外展開支援 特別編 知的財産セミナー」名古屋市	東海会国際知財委員会 委員長	中島正博	22
・「キャリア教育授業」名古屋市立東星中学校	東海会教育機関支援機構	菊谷純	24

関西会

・「知的財産特別授業」寝屋川市立池田小学校	関西会知財授業担当	鎌田雅元	25
・「知的財産特別授業」神戸市立八多小学校	関西会知財授業担当	吉永元貴	26
・「知的財産特別授業」神戸市立八多小学校	関西会知財授業担当	中村忠則	27
・「知的財産特別授業」吹田市立山田第五小学校	関西会知財授業担当	柳瀬智之、福田千陽	28
・三会協働支援プロジェクト 大学生応援セミナー「弁理士、公認会計士、弁護士による職業紹介」	関西会知財普及・支援委員会	川上桂子	29

2. 支援活動予定表（4月から）

相 談	32
講 演	33
その他	33

3. 支援活動一覧表（3月分）

相 談	34
講 演	35
その他	35

本だよりは Web でも閲覧できます。日本弁理士会ホームページ (<https://www.jpaa.or.jp/>)



「新型コロナウイルス感染症 出願支援制度」について

知的財産支援センター 福田昌弘

<1. 新型コロナウイルス感染症 出願支援制度の概要>

本制度は、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して収入・売上が減少した方の支援をすることを目的とした制度です。

具体的には、当該制度は、特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願（以下、特許出願等という。）の時に必要な費用の一部を日本弁理士会が援助する制度です。

本制度は、公的な援助制度ではなく、援助をすべきか否かの審査は、知的財産支援センターが行います。そして、援助に必要な費用は、日本弁理士会会員である弁理士が拠出する会費による予算の範囲内で賄われます。

<2. 本制度の詳細>

本制度の詳細は、以下の通りです。

<2.1 援助の対象となる者（申請者）>

援助対象者は、国が指定した感染症に起因して公的支援を受けている者です。このため、援助を受ける際には、公的支援を受けていることを示す証明書等が必要です。なお、具体的には、以下の個人又は中小企業が援助の対象となります。

(a) 個人

国が指定した感染症に起因して、国、自治体又は公的機関より収入減少による支援を受けている者（個人）で、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な者

(b) 中小企業

国が指定した感染症に起因して、国、自治体又は公的機関より事業収入減少による支援を受けている中小企業基本法に定める中小企業者で、手続費用の支払いに当てる資金を確保することが困難な法人

<2.2 援助の内容等>

(1) 援助の内容

特許出願等の手続に要する費用（以下「手続費用」という。）の一部を日本弁理士会が負担します。手続費用とは、特許出願等の手続に要する費用であって、弁理士報酬及び特許印紙などの諸経費を含む費用です。

なお、日本弁理士会が負担する具体的な金額（以下、援助金という。）は、以下の金額を超えない範囲で執行役員会にて決定されます。

特許出願 : 最大 15 万円

実用新案登録出願 : 最大 10 万円

意匠登録出願 : 最大 7 万円

(2) 手続費用には、以下の費用は含まれません。

- ①拒絶理由通知に対応する応答手続き費用
- ②審判手続費用
- ③特許料及び登録料

(3) 援助の可否

申請書に基づいて、日本弁理士会（以下、当会という。）の「知的財産支援センター」にて審査をし、援助の可否を決定します。なお、援助の可否について、以下の点にご留意願います。

- (a) 当該審査の結果は、特許庁での審査結果（登録査定又は拒絶査定）を保証するものではありません。
- (b) 審査の内容（例えば、不採用とする理由等）の通知はされません。

(4) 援助金の支払い

援助金は、援助の対象となる出願が完了し、手続に要する費用を申請人が代理人弁理士に支払ったことを当会が確認した後、当会から申請者に支払います。

援助対象となる出願は、弁理士が代理した出願に限ります。なお、代理人弁理士が規則に定める特別な事由（内規第57号第2条5項）に該当する場合、当会から申請人に対して代理人弁理士の変更を求める場合があります。

<2. 3本制度を利用する際の手続上の留意点等>

(1) 申請時の留意点

限られた予算の範囲内で可能な限り、多くの個人又は中小企業を援助すべく、以下の制限を設けています。

(a) 申請回数の制限

同一の申請者又は同一人とみなせる申請者による申請は、同一会計年度内で2件以下とする。

(b) 援助回数の制限

同一の申請者又は同一人とみなせる申請者による援助は、同一会計年度内で1件とする。

(2) 審査日程

審査は、原則として毎月1回行われます（月末締め、翌月審査）。

審査結果は、原則として、翌月末までに確定し、申請人に通知されます。

審査は、知的財産支援センターの担当委員の合議に行われます。

審査は、申請書に記載された事項のみに基づいてされます。

このため、申請書の記載（特に、発明内容の説明）は、雛形に沿った記載にご協力願います。なお、雛形は、当会のホームページからダウンロード可能です。

（3）援助の実施

援助金は、援助の対象となる発明等の出願が完了し、手続に要する費用を代理人弁理士に支払ったことを当会が確認した後、申請者（以下、被援助者という。）に支払います。

上記の出願完了確認のため、出願書類の電子データ、出願の受領書、代理人弁理士からの請求書の写し及び領収書の写しを当会に送付する必要があります。

なお、以下の場合は、援助を停止する場合があります。

（a）願書に記載された出願人と申請者とが完全一致していない場合

なお、申請者とは、当会にて援助の可否を審査する際に「申請書に記載された申請者」です。

（b）「出願された内容が特許法第36条第4項及び同条第6項各号の要件を満たさない蓋然性が高い」と日本弁理士会が判断した場合

（4）秘密保持

審査等の手続きは、申請内容（申請者の経済的事情等も含む。）が洩れることがないよう厳重な管理のもとに手続を進められます。

なお、援助金が支払われた申請については、以下の項目を当会のホームページ上で公開します。

①発明等の名称、②援助金額、③受任弁理士名、④権利化の可否、⑤被援助者の性別、年齢層、職業、法人の場合の業種、規模（資本金、従業者概数）

なお、被援助者の氏名又は団体名、発明等の詳細などその他の事項については、当該被援助者の了解を得た場合に限り、公開します。

<3. 最後に>

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済的打撃・心理的打撃は、非常に大きなものです。日本弁理士会は、このような非常な状態においても発明等の創作を続ける個人及び中小企業を援助することにより、技術立国である日本国の産業の発達に、微力ながらも寄与したいと考えています。以上でありますから、会員の皆様のご協力を願います。

以上

1**3月までの支援活動****関東会****「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館**

1. 日 時：令和2年7月12日（日） 14：00～16：00
2. 場 所：江戸川区子ども未来館
3. 対 象：小学4年生～6年生計16名
4. 講 師：関東会知財教育支援委員会 遠田利明、富所英子
5. 内 容：

昨年度に続き、6回シリーズの知財授業を行います。今回はその1回目です。知財授業以外にも多数の講座を行っており、どれも内容はハイレベルです。

第1回ということで、冒頭に知的財産権とは、弁理士とは、という簡単なガイダンスを入れました。ドラえもんの道具の発明は可能か？などの意見が活発に出され、盛り上りました。

今回のテーマは意匠で、講師が準備をした資料「意匠ってなーに？」を基に、意匠だけに限定せず、意匠と、他のいろいろな知識を関連付けて説明しました。例えば、車いすの意匠の紹介では、未来の世界をイメージした動画を見せたり、マスクの意匠ではクラウドファンディングでの商品製造を説明したり、動物を模したいろいろな意匠をクイズ形式で紹介したりしました。

この「動物を模した意匠」が後半の工作へつながるようになっており、後半の工作では、新作の工作「動物の絵を使って壁掛けを作つてみよう！」を行いました。家の中のいろいろな部屋を紹介する壁掛けを、動物を使って表現して作る、というもので、例えばアヒルが水浴びしているデザインの壁掛けなら「お風呂」用、といった具合です。

主催者側で、たくさんの図鑑を用意してくださっていたので、子どもたちは図鑑を参照しながら、動物、昆虫などいろいろな生き物で、ユニークな壁掛けを作っていました。

なお、コロナ対策としては、①講師は手洗い＆フェイスシールド又はマスク着用、②子どもたちは手洗い＆マスク着用、③1時間に1回換気をする、を行いました。衝立は用意されていましたが、実際には使用しませんでした（後ろの席の子供の視界が遮られるため）。

依頼元の担当者のコメント

当講座担当の前川様からは、「とてもクリエイティブな講座をありがとうございました。小学生たちも知的財産の考え方と実体にはじめて触れ、知ることばかりで刺激的だったようです。」との感想を頂きました。

また、当日の子供たちのアンケートでは、「知的財産は意外と深かった。もしまねされない製品を作つたら、申請してみたいと思う。」「細かいことでも意匠権を取ることがあるんだなと思いました。」「新幹線や扇風機が動物を基に作られていたので、自然から学ぶことも沢山あるんだなと思った。」などの意見が寄せられました。

講師の感想

第1回目が、あまりなじみがなさそうな「意匠」ということで、少し心配しましたが、講師の資料は、子どもたちが興味を持ちそうな内容となっており、子どもたちは興味深く聞いてくれていました。恐らく、「意匠」という言葉を初めて知った子どもたちだったと思いますが、寄せられた感想を見ても、かなり鋭い意見があり、理解力が高いと感じました。

工作に関しては、新作ということで緊張しましたが、子どもたちはみんな自分の好きな動物や生き物をモチーフにして、ユニークな壁掛けを作成していました。家で実際に使えるような工作は、子どもたちにとって楽しいようです。

当初の予定では、最後、子ども達一人ひとりに、作品についてどのような動物でどのお部屋を表現したか、発表してもらいたかったのですが、時間が無くなってしまい、できませんでした。



授業風景

関東会知財教育支援委員会 富所英子

「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館

1. 日 時：令和2年8月9日（日） 14：00～16：00
2. 場 所：江戸川区子ども未来館
3. 対 象：小学4年生～6年生計13名
4. 講 師：関東会知財教育支援委員会 富所英子、金子正彦
5. 内 容：

6回シリーズの知財授業のうち、1回目の意匠に続いて2回目の今回は商標の授業を行いました。

最初に電子紙芝居「レオ君商標編」を見てもらった後、商標の授業「商標ってなんだろう」を行いました。商標の種類、商標の役割を身近な題材を例にして説明しました。

次いで、フライングディスクの工作の説明と自分だけのフライングディスクに商標をつけてみよう呼びかけました。40分程度の工作をし、出来上がった子から工作に工夫をしたところ、商標(名前)を付けた理由を発表してもらいました。その後建物の外に出て、各自フライングディスクを飛ばしてみました。

なお、コロナ対策として、第1回同様に事前の検温、手洗い、マスク着用、1時間に1回の換気を行いました。4人掛けの机には向かい合わないように4隅に座る工夫もしました。エアコンの効きが悪く、暑い室内での授業となりましたが、熱中症になる子はおらず、元気に授業ができました。

依頼元の担当者のコメント

授業の準備をして、授業中も子ども達の面倒を見ていただいた子ども未来館の前川様からは、「子どもたちががんばって考えた作品とそのネーミングは本当に彼らの努力のかたまりのような気がします。子どもたちは知的財産、そしてそのなかの商標について体験でき、有意義な夏休みになったと思います。」とのコメントをいただきました。

また、授業の最後に子ども達に提出してもらったアンケートには、前川様がコメントされていましたように「楽しかった」との感想が多く、商標について理解した上で自分の作品に商標を付け、かつ外で飛ばしてよく飛んだことが良かったと書いている子が何人もいました。

講師の感想

子ども達にもなじみの多い商品を例にして「商標ってなんだろう」を話しました。クイズ形式での立体商標の例では形を見ただけで商品名を当てる子が多くいて盛り上りました。音商標の音源は用意できなかったのですが、子どもの一人が音商標を歌ってくれて、皆にすぐ伝わりました。このように子ども達の反応はとても良く、商標について理解してもらえたようです。

フライングディスクの工作後に付けた商標の発表をしてもらったところ、ディスクに描いた虹に因んだ名前をつけたりなど、子ども達がそれぞれ考えながら工作したことがよくわかりました。建物の外で工作した各自のフライングディスクを飛ばしてみました。最初に注意をしておきましたので、勝手に飛ばすこともなく皆のびのびと飛ばすのを楽しんでいました。男子6名、女子7名の参加でしたが、女子の作品に良く飛ぶのが多くて、意外に飛んだのでものすごく喜

んでいたのが印象的でした。各自が工夫をした作品に商標を付けてもらい、ディスクを飛ばしてみるという試みはうまくいったと感じています。



授業風景

関東会知財教育支援委員会 金子正彦

「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館

1. 日 時：令和2年9月13日（日） 14：00～16：00
2. 場 所：江戸川区子ども未来館
3. 対 象：小学4年生～6年生計16名
4. 講 師：関東会知財教育支援委員会 高橋洋平、伊藤夏香
5. 内 容：

6回シリーズの知財授業のうち、第3回の著作権の授業を行いました。

著作権の概要について説明した後、事前に配布した水平開きノートに、○と×について、それぞれデザイン性を持たせて表現してもらいました。先方で急遽用意してくれた色鉛筆を使ってカラフルに描く子もいました。そしてその○のページと×のページを使って、10問の著作権クイズ「著作物・著作権って何だろう？基本を学ぼう」(Youtubeで流したクイズを元にアレンジ)に挑戦してもらいました。○と×に分かれる問題もありましたが、問題によっては全員正解で、かなりの人が7～9割の正解率のようでした。質問も非常にたくさん出て、生徒達が日頃からゲームやインターネット等で著作権について疑問に思っている事柄が多かったのではないかとの印象を受けました。

休憩を挟んで「マンガ本のマンガは誰のもの？」の第1話の3部形式のうち第2部のみを流した後、ポイントとなる点をクイズ形式で確認しました。次にピクトグラムの描画（テーマ：ソーシャルディスタンス、マスクを着けよう、自由）を行いました。最初戸惑う子もいましたが、講師が声掛けを行っていき、いくつかのヒントを言うと、要領が分かったようで、全員が複数の案を描きました。その後の発表では、先方で急遽用意してくれた投影機を用いて、16人全員が一人一人作品を発表しました。生徒の感想文には、「ピクトグラムを作り楽しかった。」「わかりやすい絵文字をかけてみんなの役に立てたらなあと思った。」「クイズは少し難しかったけれど、正解できて嬉しかったです」「何が違法なのかそうじゃないかがクイズや動画などで楽しく学べてよかったです。」「思ったよりアイデアが思いついて大量にページを消費してしまった。」「漫画のコピーはしてはいけないということがよく分かった。」「ピクトグラムっていっぱいあるから簡単にできるのかなって思っていたけれど実際に作るとみんながわかるものを作って難しいんだな、と思いました。」「著作権についていろいろ分かりました。」「今はコロナウイルスの時期で新しいピクトグラムをまた作りたいです。」等々、具体的に書かれたものが多くありました。

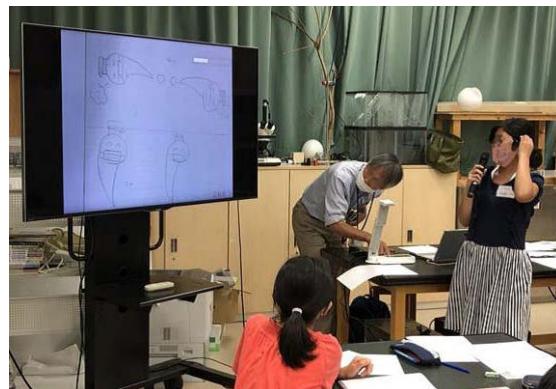
先生のコメント

とても斬新で活気あふれる講座をありがとうございました。高橋先生が自分自身の「思想と感情を創意的に表現した」アイテムを随所にちりばめられ、わたしも著作権の本質を知ることができました。子どもたちも16名全員参加してくれて、本講座の強い吸引力を目の当たりにしました。

講師の感想

始まる前はかなりどたばたでしたが、生徒が入室し始めるぎりぎりまでかけて作られたPPTの様々な仕掛けにより、授業は非常に順調に進み、楽しんでもらえました。インターネットも

LAN で繋いで問題なく利用できました。生徒達は、とにかく元気が良く、また学ぶことや作ることに非常に熱心な子が多かったです。ピクトグラムは、広がりもあり、オリジナル性も出しやすいので、小学校高学年に良い題材になると思います。



授業風景

関東会知財教育支援委員会 伊藤夏香

「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館

1. 日 時：令和2年10月11日（日） 14：00～16：00
2. 場 所：江戸川区子ども未来館
3. 対 象：小学4年生～6年生計15名
4. 講 師：関東会知財教育支援委員会 伊藤夏香、根岸宏子
5. 内 容：

6回シリーズの知財授業のうち、第4回目の特許（1）の授業を行いました。授業の内容は以下のとおりです。

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| ①導入（発明ってなんだろう？） | ②「パン職人レオ君奮闘記」（電子紙芝居） |
| ③発明紹介（動物クリップペン、イチゴチョコレート、水平開きノート） | |
| ④発明工作（ペン立て） | ⑤特許申請書の作成 |
| ⑥発表 | ⑦お買い物ゲーム |
| ⑧発明クイズ | |

①では、まず講師から「発明」ってなんだろうと問い合わせました。児童からは自分の知っている発明についての積極的な発言があり、授業に対する興味の深さを感じました。

②では、主人公のレオ君を児童2人に分担し、きつねのシン君や弁理士のキヨじいさんなどの役を職員の方（館長さん含む）にご担当頂きました。紙芝居の後、「レオ君のアイデアを盗んでまねをしたシン君はズるい」、「特許はすごい」などといった発言がありました、職員の方の熱演もあって、児童はレオ君に感情移入しつつ、特許の概要についての理解が進んだように思います。

③では、「動物クリップペン」、「イチゴチョコレート」、「水平開きノート」について発明紹介をしました。「動物クリップペン」は今回のお土産、「水平開きノート」は前回のお土産として持ち帰ってもらいました。手に取って実際に見ることができるために、どの部分に工夫があるのかという点を実感してもらえたように思います。「イチゴチョコレート」では発明の内容に加えて、特許権者が大企業へ譲渡を行ったことなどについても講師が説明を行いました。講師の説明を受け、特許を取ったとき、レオ君のように自分が発明品を製造販売するだけではなく、他の企業に譲渡やライセンスすることができるなどの活用の仕方があることも理解してもらえたように思います。

④では、ペン立てについての課題と、その課題を解決するためにはどうすればよいかといったことを考えてもらいながら、ペン立て工作をしてもらいました。

⑤児童によって工作と並行しながら、或いは工作が完成してから特許申請書を作成してもらいました。特許申請書には、出願人（自分）の名前、発明の名前、これまでの問題点（課題）、工夫した点などを記入してもらい、特許出願の疑似体験を行ってもらいました。

⑥では、一人ずつ自分の作成した申請書をモニターに映しながら、作品についてどのような課題をどのような方法で解決したのかを発表してもらいました。それぞれが課題や工夫した点などをしっかりと発表していました。発表の後、講師が申請書に受理のハンコを押し、職員の方からこども特許証の授与を行ってもらいました。

⑦では、お買い物ゲームの開始に先立ち、ゲームの内容を説明すると共に、ゲームの結果によらず、課題を見つけてそれを解決するための工夫が大事だという点を説明しました。実際のお買い物ゲームでは、机の上に自分の作品を置いてもらい、事前に配布した星型のシールを欲

しいと思ったペン立てに置いてもらうようにしました。1人7つシールを配りました。職員の方にもシールを配り、作品の評価を行って頂くと共に、シールの数が極端に少ないお子さんが出ないようにしてご配慮頂きました。シールの数が最も多い児童に対しては、よい作品を作ったことを称えると共に、お土産を1つ多く渡しました。職員の方からは、その他の作品についても、実際に特許を取る際には先願主義だからと、同じようなアイデアの作品の中で最も早く申請書を提出した作品を取り上げて評価してもらいました。

⑧は○×クイズであることもあり、皆楽しく参加してくれました。発明者や発明について詳しく知っている児童が解説してくれるなど、最後まで積極的に参加しながら楽しんでもらえたと思います。

先生のコメント

ご担当の職員の方からは「充実した講座をありがとうございました。子どもたちが「課題の解決」に工夫をこらしながら、そして楽しみながら参加しているのは、自分たち（子どもたち）が講師の方々から求められていることを自覚しているからだと考えています。いろいろなキャラクターの子どもたちがいますが、講師の方々の笑顔、ポイントをおさえたはきはきと明るい対応がみんなをのびのびと講座に引き込んでいると思います。また来期もぜひよろしくお願ひいたします。」という温かいコメントをいただきました。

また、授業後、職員の方から「アイデアをかたちにする」ことの重要さを実感されており、工作しながら考えることのできる知財講座を大事に考えて下さっている旨のお話も頂きました。

担当講師の感想

授業開始前は、特許申請書の作成に戸惑う児童もいるのではないかと考えていましたが、どの児童も特許申請書の作成をスムーズに行っていました。ペン立て作成前に、今までのペン立てにどのような課題があるか、その課題をどうやって解決するかという点をしっかりと意識しながら工作をしていたのではないかと思います。「かたち」にすることに多少時間を要しても、特許申請書を作成する段階では課題などがクリアになっていたためではないかと思います。授業の最後に講師より小学生でも発明家になれるなどを説明したところ、自分と同じ小学生の発明に興味を持ったようでした。次回の特許2回目の授業でも身近な発明について興味を持ってもらいつつ、特許についての理解を深めて頂けるような授業ができればと思います。また、6回コースということもあり、意識の高い児童の参加が多く、常に子供達からの積極的な発言がありました。講師としても楽しく、充実した授業となりました。



授業風景

関東会知財教育支援委員会 根岸宏子

「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館

1. 日 時：令和2年11月8日（日） 14：00～16：00
2. 場 所：江戸川区子ども未来館
3. 対 象：小学5年生1名、小学6年生1名
4. 講 師：関東会知財教育支援委員会 根岸宏子、遠田利明
5. 内 容：

6回シリーズの知財授業のうち、第5回目の特許（2）の授業を行いました。前回、発明、特許出願、及び特許権等について説明しましたので、今回は、その講義の内容に基づいて、応用（実践）の講義を行いました。具体的には、「パン職人レオ君奮闘記」（電子紙芝居）を題材にして、次のことを考えてもらいました。

- ①レオ君が作ったジャムパン及びカレーパンのうち、なぜ、カレーパンは特許を取得できたか（なぜ、ジャムパンは特許を取得できなかったか）。すなわち、公知とは、どういったことか。
- ②特許を取得するための大変な要件は何か。すなわち、新規性及び進歩性とは、どういったことか。
- ③ジャムパンと、カレーパンとの違いは何か。公知技術に対して、どういった点で新規性及び進歩性を有するのか。
- ④カレーパンを特許出願するには、どうすればよいか。どのように、願書を記載すればよいのか。
- ⑤ジャムパンの特許出願をするに際し、どの点を特徴とすればよいのか。すなわち、どのようにして、クレームを作成すればよいのか。

子どもたちは、ジャムパンに対してカレーパンの新規な点や、ジャムパンから容易に想到できない点を具体的に考え、自分なりの意見をしっかりと述べることができました。また、カレーパンのクレーム作りについては、カレーパンの特徴点（アイデア）をクレーム上に具体的に表現することができました。これにより、クレームの作り方について理解をしてもらうことができました。

次いで、工作を行いました。当初、ペーパータワー作りを予定していましたが、参加人数が2名であり、グループワーキングが困難であったため、工作の内容を「ドライフラワー作り」に変更しました。未来館には、古いシリカゲルがあったため、まず、シリカゲルの乾燥方法、色変化（赤から青）を観察してもらいました。また、未来館の花壇より、数種の草花を採取し、その草花をシリカゲルに埋めました。埋め方は、ペットボトル中に行う方法と、厚紙にて箱を自作してもらい、その箱の中に埋める方法にて行いました。草花の乾燥状態の相違について、観察してもらい、次回、時間があれば、説明してもらう予定です。

依頼元の担当者のコメント

当講座担当の前川様からは、「急な授業スタイルの変更にもかかわらず、とても興味深い授業と、楽しいドライフラワー作りの講座をしていただき、ありがとうございました。」との感想を頂きました。

なお、本講座の参加人数は16名の予定でしたが、江戸川区側の都合により2名に対して知財授業を行いました。

講師の感想

当初、開始時間になっても子供たちが集まらず、戸惑いましたが、無事に授業が終わり安堵しました。

また、参加してくれた2名は、レベルの高い授業にもかかわらず、講義内容を理解することができ、非常にレベルの高い子たちであると思いました。児童たちは、特許に対して知識の深耕を図ることができたのではないかと感じております。

ドライフラワー作りについては、限られて時間内でも要領よく行うことができ、とても楽しく取り込んでもらいました。



授業風景

関東会知財教育支援委員会 遠田利明

「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館

1. 日 時：令和2年12月13日（日） 14：00～16：00

2. 場 所：江戸川区子ども未来館

3. 対 象：小学4年生～6年生13名

4. 講 師：関東会知財教育支援委員会 金子正彦、高橋洋平

5. 内 容：

今回は最終第6回の総合授業であり、以下の3部構成としました。

- ・第1部「各回の復習と発展」(25分)
- ・第2部「どのように発明したらよいか？～発明の考え方を学ぶ～」(25分)
- ・休憩10分
- ・第3部「発明工作：片手で持てるかな？」(50分=工作30分+発表20分)
- ・クロージング アンケート記載+修了証書授与(10分)

第1部「各回の復習と発展」では、金子会員が、第1回目から第5回目までの各回での説明や工作内容の復習を説明しました。また、その発展として「知財ミックス」の基本知識を説明し、特許と商標や意匠と商標など知財ミックスの事例につき商品の現物や写真、特許図面を用いて説明しました。

第2部「どのように発明したらよいか？～発明の考え方を学ぶ～」では、高橋が100年前の自動車（フォードT型）から現代の多種多様な形状や機能の車に向かうためにどのような問題点をどのような技術的思想で解決していったかを、「1. 理想のイメージ」、「2. 問題点の抽出（主要発明と二次的発明）」、「3. 改良制限の設定（例：既存物、法律、社会環境、等）」、「4. 発明原理」の観点から説明しました。特に、「4. 発明原理」では「発明楽」や「TRIZ（トリーズ）の40の発明原理」の概要を簡単に説明した上で、「分割原理」と「組み合わせ原理」の2つの発明原理に絞って説明しました。

第3部「発明工作：片手で持てるかな？」では、発明工作でよく取り扱われる題材であり、従前どおり、皿2枚、コップ2個、ストロー2本を初期材料として皿とコップを片手で持てる発明工作を実施しました。

最後の修了証書授与では、名簿1番目の子の名字表記が間違えていたというミスがありましたが、名前欄空欄の予備証書に名前を講師が手書きし、名前が印字された正式証書をみらい館から後日郵送することにしました。また、欠席3名についても同様に後日に郵送対応することにしました。

担当講師の感想

第1部「各回の復習と発展」、第2部「どのように発明したらよいか？～発明の考え方を学ぶ～」では、口頭説明に飽きたりうつむいたりした子供たちが数名みられましたが、自分たちの発言や手作業の段階になるとどの子供たちも生き生きとした顔をしていました。

第3部「発明工作：片手で持てるかな？」では、他の工作授業と同様、子供ながらの自由な発想がたくさんありました。それに加えて、第1部で説明した知財ミックス（今回は発明+意匠）や、第2部で説明した「二次的発明（主要発明をより便利にする発明）」、「分割原理」、「組み合

「わせ原理」を意識した発想が多くみられた結果、実際に製品化しても面白いと講師が思う発想も多数見受けられました。

受講生からのコメント

すべての感想文に「楽しかった」や「良かった」などの好意的な感想が記載されておりました。その中から授業内容を具体的に記載した感想を抜粋して以下に記載します。

- ・知財ミックスというものがあることを知ってびっくりした。
- ・全6回、先生たちが分かりやすく著作権や特許のことなどを教えてくれてよかったです。
- ・アイディアにさらにアイディアを加えるともっと便利になることが分かった。
- ・このゼミを通して弁理士についてよく知れてよかったです。最初は何となく使っていた著作権も今は詳しくなって正しく使えるようになったと思う。
- ・便利なものを作るのが楽しかったです。この講座に入ってから想像力が広がって嬉しいです。



授業風景

関東会知財教育支援委員会 高橋洋平

「知的財産特別授業」横浜市立もえぎ野中学校

1. 日 時：令和3年1月29日（金） 13：00～14：20
2. 場 所：横浜市立もえぎ野中学校
3. 対 象：2年生 22名
4. 講 師：関東会知財教育支援委員会 岩崎孝治
5. 内 容：

横浜市立もえぎ野中学校の2年生を対象に、建築家、漫画作家などの種々職業の方を招いて職業講話が行われました。弁理士も、その中の一職業として挙げられ、生徒が興味のある職業を一つ選択して受講できるようになっていました。

コロナ対策としては、講師の事前検温、マスク着用をもとめられましたが、マスクについては眼鏡が曇ってしまったので、途中でフェイスシールドを使わせてもらいました。

イントロで、古山芽吹君（小学生）の発明した“おじいちゃんのお酒の飲み過ぎが心配…”そんな切実な悩みを抱えた孫が、プログラミングで飲み過ぎ防止システムを開発について紹介し、続いて、日清食品（株）の「カップヌードル」、ゼブラ（株）の「デルガードER」を例にとつて、特許権、商標権、意匠権、著作権について説明を行いました。

「カップヌードル」、「デルガードER」は、生徒にとって身近な商品であり、興味を持って聞いてもらえたと思います。特に「カップヌードル」では、横浜ということもあり、動くガンドムを用いたコマーシャル動画を著作権の例示で紹介しました。また、「デルガードER」については、生徒からも素早いレスポンスがありましたが、芯が折れない、消しゴムがすぐ出せる機能を有することを紹介するゼブラ（株）の紹介ビデオを流し特許権について話をしました。

次に、このような商品の開発者の権利を守るためのしごとを弁理士が担っていることを紹介し、そのために、どのような資質が必要かを話しました。

最後に私自身の人生経験を話しましたが、生徒からは、沢山の質問が出ました。

生徒からの「お礼の手紙」の幾つかを紹介しますと、人生経験の話の中で「人生に決まった道はない」という言葉には「新たな希望を見いだすことが出来ました」、また、「嫌なこともラッキーだと思えば苦にならない」という言葉には「自分の人生で参考に出来るようなことを教えていただけた」とお礼の言葉を頂きました。

また、複数人から著作権について、よく理解できたとお礼の言葉を頂きました。さらに、弁理士が、開発者の権利を守るために働く仕事だということを知れたことと、素敵な仕事だということを理解してもらえたようです。

関東会知財教育支援委員会 岩崎孝治

「知的財産特別授業」江戸川区子ども未来館

1. 日 時：令和3年1月31日（日） 14：00～16：00
2. 場 所：江戸川区子ども未来館
3. 対 象：小学3年生～6年生計11名
4. 講 師：関東会知財教育支援委員会 遠田利明、伊藤夏香
5. 内 容：

「えどがわキッズ 発明体験教室」を行いました。

まずは、「はつめいってなあに」（レオ太）第1章、第2章の電子紙芝居を音声なしで行いました。レオ君の電子紙芝居を見たことがある生徒もいたので、レオ君のした発明等、背景を少し説明して、ほぼ生徒が役・ナレータになってスタートしました。初見にも関わらず、漢字や難しい言葉が含まれるセリフを、皆すらすらと、それぞれの役になって演じてくれました。

振り返りとして、電子紙芝居の内容を踏まえ発明や特許についてクイズを行いました。課題や改良点等、かなり突っ込んだクイズにも積極的に答えてくれました。

発明紹介として、チップスターの発明、ペーパースコップの発明、動物クリップの発明を紹介しました。休憩時間には、発明品の実物を見に来る子が多くいました。

休憩を挟んで「ペーパータワー」の工作を行いました。コロナ禍のため、グループでなく個人で作ってもらいました。時間と材料に限りがある中、皆、懸命に工夫して作品を作りました。

チップスターを縦に載せて10秒間保持できた作品の中で、最も高いタワーを作った生徒が優勝しました。各自が申請書に工夫点を書いて提出し、こども特許証が手渡されました。いずれの作品もオリジナリティーにあふれた工夫がありました。

先生のコメント

日曜日は講師を務めていただきありがとうございました。いつもながら流麗な展開に見とれておりました。

子どもたちはみんな熱心に参加してくれ、とくにペーパータワーで盛り上がって、特許は「よりすぐれたものをよりはやすく完成させたものに与えられる」ことを実感してくれたと思います。

4月からもぜひよろしくお願い申し上げます。

担当講師の感想

電子紙芝居の役を積極的に引き受けてくれて、またレオ君の電子紙芝居の内容を覚えていてくれた子もいて嬉しかったです。

振り返りでは、役をやりながらも内容をしっかり理解していたことが分かりました。

動物クリップやチップスターはお土産・賞品として持ち帰ってもらいましたので、お家で分解しながら発明ポイントを復習できていると思います。

ペーパータワーを個人個人で作るのは大変かもしれないと危惧しましたが、えどがわキッズの理解力・創造力・時間管理能力の高さを再認識することになりました。



授業風景

関東会知財教育支援委員会 伊藤夏香

東 海 会

「海外展開支援 特別編 知的財産セミナー」名古屋市

1. 日 時：令和3年1月26日（火） 13：30～16：00
2. 場 所：Zoom を用いたオンライン開催
3. テーマ：第1部「アジア諸国知財活用のためのイロハ」
第2部「海外での賢い知財戦略～事例を交えて～」
4. 対 象：名古屋市事業（中小企業向け 海外販路開拓・拡大サポート事業）の
参加企業名古屋市内中小企業等の知財担当者など31名
(内当会及び主催者側関係者10名)
5. 講 師：東海会国際知財委員会 副委員長 渡邊秀樹
委員 阪下典子
(質疑応答及び司会・進行) 委員長 中島正博
6. 内 容：

当初は対面でのセミナーを予定していましたが、愛知県において緊急事態宣言が発出された為、主催者である名古屋市様の判断により、Zoom を用いたオンライン開催に変更となりました。

オンライン開催への変更に伴い、予定していた『知財“ミニ”座談会』を『質疑応答』へと変更しました。

セミナーの内容については、参加者に事前に実施したアンケート結果に基づき、比較的基礎的な内容を2部に分けて説明、紹介しました。

司会等を担当した私自身は、ノートパソコンのカメラに向かって喋ることに若干の違和感を感じましたが、セミナーを担当した2人の講師は、セミナー開始前までは「初めてオンラインセミナーの講師を担当する」ということで緊張していたものの、いざセミナーが始まると、両者とも、緊張感を微塵も感じさせない素晴らしい講師っぷりであったと思います。

セミナー終了後に実施したアンケート結果において、講義内容が「(あまり)役に立たなかった」という回答はゼロであり、また、主催者である名古屋市の担当者様からも、セミナー終了から早々に「わかりやすかった」との連絡を頂いたことから、参加者にとって有益なセミナーを提供することが出来たと、講師を始めとする委員一同、満足している次第です。

東海会国際知財委員会 委員長 中島正博



名古屋市 中小企業向け
海外販路開拓・拡大サポート事業

参加費無料

海外展開支援 特別編 知的財産セミナーのご案内

海外展開の際に、自社製品・商品を「知的財産」の観点からトラブルなく製造、販売等するにはどうすべきか？
知的財産の専門家である弁理士が、アジア地域（特にベトナム、タイ、インドネシア及び中国）における
知的財産保護の必要性及びその対策を、実例を交えながら分かりやすく説明します。

日 時：令和3年1月26日（火） 13:30～16:00（13:10開場）

会 場：愛知県産業労働センター（ウインクあいち）18階 大セミナールーム

13:30 開会

司会：日本弁理士会東海会 国際知財委員会・委員長 中島正博

13:35 イントロダクション：アジア諸国知財活用のためのイロハ

講師：日本弁理士会東海会 国際知財委員会・副委員長 渡邊秀樹

内容：法制度もビジネス慣習も異なる外国での事業展開では、その国ごとの知財対策
が必要です。アジア諸国でも知的財産権は有効な武器となる？転ばぬ先の杖？
海外での知的財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の取得や活用に必要な
基礎知識をご説明します。

また、ベトナムをはじめとするアジア諸国の知財動向についてもご紹介します。

14:20 海外での賢い知財戦略～事例を交えて～

講師：日本弁理士会東海会 国際知財委員会・委員 阪下典子

内容：貴社の貴重な費用・工数を費やした海外展開も、知財トラブルに巻き込まれては、
最悪の場合、事業の撤退など甚大な経営リスクに発展しかねません。

商談を進めるにあたって注意すべきことは？

現地企業と連携する際には？模倣品が出たらどうする？

海外での賢い知財戦略について、特にアジア諸国での事例を交えて説明します。

※途中、休憩あり（15分間）

15:20 知的財産“ミニ”座談会

司会・進行：日本弁理士会東海会 国際知財委員会・委員

内容：数グループに分かれ、弁理士の司会進行の下、座談会を行います。当日のセミナー
に関する質問は勿論のこと、セミナーでは聞けなかった知財のあれこれについて、
知的財産の専門家である弁理士がお答えします。

16:00 閉会

お申込み方法は、裏面をご覧ください

主 催：名古屋市

後 援：愛知県、公益財団法人 あいち産業振興機構、公益財団法人 名古屋産業振興公社

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）名古屋貿易情報センター、日本弁理士会 東海会

事務局：一般社団法人 海外事業支援センター（OBAC）

「キャリア教育授業」名古屋市立東星中学校

1. 日 時：令和3年2月3日（水）14：20～15：10
2. 場 所：名古屋市立東星中学校
3. 対 象：2年生 21名
4. 講 師：東海会教育機関支援機構 菊谷純
5. 内 容：

まず、弁理士について弁護士や税理士などを引き合いに出して説明しました。また、特許庁と弁理士の関係を説明し、出願や拒絶理由の対応を例にあげ、弁理士の役割を説明しました。

弁理士の仕事については、やりがいやつらいこと、仕事で大切にしていることなどを話しました。また、弁理士になる方法、理系の人が社会人になってから目指すことの多い資格であること、女性の弁理士についても話しました。

中学校での活動は弁理士の仕事をする上で役立つことを説明し、学校活動でも工夫とチャレンジを忘れないように提案しました。

質疑応答では、「弁理士を目指したきっかけ」、「資格をとるには、情熱以外に何が必要か」など、弁理士という資格を取得することに関する質問が出ました。

物静かですが、熱心に聞いているようで、質問をしても、しっかりと回答をしてくれました。

東海会教育機関支援機構 菊谷純

関 西 会

「知的財産特別授業」寝屋川市立池田小学校

1. 日 時：令和3年1月13日（水） 9：40～11：30
2. 場 所：寝屋川市立池田小学校
3. 対 象：2年生3クラス78名
4. 講 師：関西会 光明寺大道、鎌田雅元会員
5. 内 容：

大阪府寝屋川市立池田小学校に知財授業を行いました。京阪寝屋川市駅よりバスで10分程の郊外にある小学校でした。コロナ禍での訪問ということもあり、正門の警備員による体温測定、アルコール消毒を行い、学校内に入館しました。今回の「知的財産特別授業」は、2年生が対象で、1コマ目を光明寺会員が担当し、2コマ目を鎌田が担当しました。

まずは自己紹介。児童にとって「弁理士」という言葉は初めて聞く言葉のようでした。しかし、各講師が取り扱っている身近な製品を紹介し、それらに携わっている話をすることによって、少しほは親近感をもってくれたようでした。

授業の「片手でもてるかな」は、競技場等でコップとお皿を片手で持てないと不便であるという課題に対して、新しい「物」を創作してもらうことを目的としています。2年生が対象でしたが、コップとお皿で両手が塞がっている状態を示すことによって、コップとお皿を結合させることが今回の目的であることをすぐにわかつてもらえたようでした。

まず児童は、新聞紙を細かくちぎってお皿に載せるポップコーンから作り始めます。なお、ポップコーン作りに夢中になりすぎる児童には、目的を思い出させるように話かけます。ポップコーン作りで最初に手を動かすためか、何をしてよいのかわからず手が止まった児童は少なかったように思いました。授業も半分を過ぎるころには、完成間近の発明が見受けられました。そのような発明を紹介しつつ、「もっとポップコーンが落ちないようできる?」「もっと持ちやすいようにできる?」との質問をしていくことによって更なる改良をする児童、2個目の工作に着手する児童が続きました。いくつか課題から脱線した発明もありましたが、最後までのびのびと創作をしていました。

最後に、2年生が対象ということで、当初はうまく工作を進めることができるか不安でしたが、我々の不安を吹き飛ばすように次から次へと新しい発明が創作されるのを目の当たりにして、児童達の無限の可能性を改めて知らされた1日でした。



授業の様子

関西会知財授業担当 鎌田雅元

「知的財産特別授業」市川町立瀬加小学校

1. 日 時：令和3年1月15日（金） 14：00～14：45
2. 場 所：市川町立瀬加小学校
3. 対 象：6年生クラス20名
4. 講 師：関西会 水田慎一、吉永元貴会員
5. 内 容：

今回、我々は、兵庫県神崎郡市川町にある市川町立瀬加小学校を訪れました。6年生1クラス20名を対象に、1コマの授業を行いました。児童達は、とても活発で、積極的に授業に参加してくれました。サラカップルや、カタシャンボトル、肩ブレラについて色々と工夫するときには、様々なアイデアを出してくれました。授業の最後に行った、発明に関するクイズにも、児童達は積極的に参加してくれました。

今回の授業は、新型コロナウイルスの影響により、これまでのように児童達と触れ合うことができず、結構苦労しましたが、児童達が積極的に授業に参加してくれたおかげで、楽しく進めることができました。児童達は発明品に実際に触ることはできなかったのですが、発明の具体的な例を実物で紹介するだけでも、児童達が発明に興味を持つうえで、とても重要なことだということを改めて認識させられました。

同校での知的財産特別授業では、校長先生をはじめ、教諭の皆さまに温かく接していただき、スムーズに実施できました。今年度は、新型コロナウイルスの影響を受け、中止になった行事もあったと思います。今回の授業が児童達の小学校での貴重な思い出の1コマになってくれることを願いながら、同校を後にしました。



授業の様子

関西会知財授業担当 吉永元貴

「知的財産特別授業」神戸市立八多小学校

1. 日 時：令和3年1月21日（木） 13：25～14：10
2. 場 所：神戸市立八多小学校
3. 対 象：5、6年生2クラス34名
4. 講 師：関西会 中村忠則、齊藤整会員
5. 内 容：

今回、知的財産特別授業を実施したのは、神戸市立八多小学校です。同校は、神鉄有馬線の岡場駅から車で10分ほどの自然溢れた山間に位置しています。また、同校はキャリア教育に力を入れており、沢山の出前授業を受け入れています。授業に参加した5、6年生（2クラス）の児童は、とても元気でたくさんの意見が飛び交い、賑やかな授業となりました。

授業では、齊藤会員が司会を担当し、私が博士役を担当しました。電球や蓄音機のような大発明も実は日常の不便を解消するためにつくられたことを説明した後、児童に課題を提示し、日常の不便を解消するアイデアを考案してもらうと、次々とアイデアを出してくれました。

寸劇では私が扮するF博士の発明品と、学校の先生が扮する怪人Xの模倣品とどちらを買いたいか、を児童に聞いてみたところ、積極的な意見が飛び交いました。また、学校の先生には怪人Xを迫真の演技で演じてもらい、児童は大盛り上がりでした。寸劇を通して、せっかく不便を解消する発明をしても、簡単にまねをされてしまうのでは、誰も発明をしなくなってしまい、世の中を便利にする発明が全く生まれなくなってしまうこと、特許権は、発明を守るための重要な権利であることを説明しました。多くの児童は、発明を守ることの大切さを認識してもらえたようでした。

また、寸劇後の発明紹介では、実際に児童に手に取って発明品と従来品との違いを体感してもらえなかったものの、児童の近くまでプニョプニヨピン（※）を持って行き紹介すると、その形状のユニークさに驚くと共に、安全性に共感する声が上りました。最後に、児童から私たち弁理士の仕事について沢山の質問がありました。

今回の授業を通して、児童には、知的財産権の重要性を理解してもらえたように思いました。



授業の様子

関西会知財授業担当 中村忠則

※「プニョプニヨピン」はコクヨ株式会社の登録商標です。

「知的財産特別授業」吹田市立山田第五小学校

1. 日 時：令和3年1月21日（木） 14：30～15：30
2. 場 所：吹田市立山田第五小学校
3. 対 象：6年生1クラス38名
4. 講 師：関西会 柳瀬智之、福田千陽会員
5. 内 容：

真冬でしたが暖かい日の午後、山田第五小学校へ出向きました。到着してから工作に必要な材料の数が足りないことに気づき、慌てて先生に買いに行っていただきました。結局、一人一つではなく、二人で協力して一つの回転台を製作してもらうことにしました。児童同士がお互い遠慮してやりにくかったこともあり、最初は中々アイデアが出ませんでした。児童の一人のアイデアを紹介してから、他の児童もアイデアを出すようになりました。授業時間を延長しましたが、完成できなかった児童が多く見受けられ、せっかく良い作品を作っているのに時間が足りずにアイデアを紹介できなかった児童もいて残念でした。材料の皿はこちらで人数分用意していたので一人一枚ずつ差し上げることが出来ました。「帰ってから作ります」と言ってくれた児童たちもいました。トラブルはありましたが、担任の先生からは、正解のない課題に取り組んだことは初めてで新鮮でよかった、グループワークのように二人で一つの工作に取り組めたこともよかった、との感想をいただきました。



授業の様子

関西会知財授業担当 柳瀬智之、福田千陽

三会協働支援プロジェクト 大学生応援セミナー「弁理士、公認会計士、弁護士による職業紹介」

1. 日 時：令和3年2月4日（木） 16:30～18:00
2. 場 所：Zoom によるオンラインライブ配信
3. テーマ：「弁理士、公認会計士、弁護士による職業紹介」
4. 講 師：弁護士・弁理士 辻村和彦氏
 弁理士 阿部寛志、紀田馨、丹羽愛深会員
 公認会計士 谷間薰、美藤直人氏
 弁護士 池田聰、白波瀬悠美子氏

5. 受講者：22名

6. 内容：

(1) 司会（辻村弁護士）より開会挨拶

(2) 第一部 各士業の仕事紹介

(2-1) 弁理士（阿部）

- ・他士業に比較して知名度が低いのが悩み
- ・会員数約1万1千人
- ・弁理士の業務内容：知財の専門家
- ・業務形態：特許事務所経営、企業勤務、特許事務所勤務
- ・弁理士試験：近年受験者数は大きく減少、合格率8.1%、女性比率アップ
- ・国際的な活躍
- ・弁理士宣伝のYouTubeコンテンツがあることも紹介

(2-2) 公認会計士（美藤）

- ・企業の財務情報を検証。監査と会計の専門家
- ・3万2千人（国内）、世界中で約250万人
- ・主要業務：監査証明、コンサル、税務業務（税理士登録要）、インハウス
- ・試験：短答と論文、2年以上の実務経験、修了の確認
- ・勤務形態：大半が監査法人に勤務、税理士登録、コンサルとして活躍、インハウスで役員、大学の先生、社外役員等

(2-3) 弁護士（白波瀬）

- ・業務分類：刑事、一般民事、企業法務
- ・弁護士になるまで（ロースクール・予備試験、司法試験、司法修習、二回試験）
- ・合格者数：新司法試験導入後2000人ぐらい。最近は1500人ぐらい。
- ・全体としては、2019年で4万人ぐらい。

(3) 第二部 フリートーク

(3-1) パネリスト

阿部会員 大学勤務

丹羽会員 事務所勤務（大事務所→中事務所→小事務所）

紀田会員 特許事務所経営、大阪府会議員

美藤公認会計士 大手監査法人→独立、税理士登録も

谷間公認会計士 大手監査法人パートナー

池田弁護士 弁護士事務所勤務→独立 理科系出身

白波瀬弁護士 大手法律事務所アソシエイト

(3-2) 士業の1日（スケジュール、モデルケース）←事前質問への回答

- ・総じて業務時間が長く、睡眠時間は短めであった。
- ・コロナ禍で完全リモートワークの人もいる。
- ・業務内容は、デスクワーク（起案等）と顧客との打ち合わせ
- ・早寝早起き型、スロースタート型など、業務状況に応じてスケジュールは人によって異なる。
適度に運動などを取り入れている人もいる。

(3-3) 法学部で知的財産を勉強している。技術はどうやって勉強するか？←事前質問への回答

- ・池田弁護士（理系）：大学で勉強したことをそのまま使うことは、業務上はほとんどない。
大学で特定の技術をわざわざ勉強する必要はない。技術アレルギーがなければ、都度勉強することで対処はできる。

(3-4) 公認会計士は、監査対象の財務資料に誤りがあったときに正せるのか？←事前質問への回答

- ・美藤公認会計士：公認会計士の仕事は、細かい数字の正誤をチェックするものではない。
全体を見て不適正意見を書くこともあり得る。監査意見を書くための証拠を集めきれないときは、意見不表明とすることもあり得る。

(3-5) 公認会計士が監査法人から独立するきっかけは？←事前質問への回答

- ・美藤公認会計士：自分の場合は、当初は独立する意図はなかったが流れでそうなった。しかし、士業である限り、独立することを常に念頭におくべき。今は企業に頼る時代ではなくなっている。
- ・谷間公認会計士：監査法人勤務の全員が一生事務所に残れるわけではない。事務所のパートナーとしては、独立を応援している。

(3-6) 士業の一生

(a) 弁護士・弁理士・公認会計士を目指したきっかけ

- ・各士業を選択した契機としては、資格試験予備校が多かった。大学の授業で裁判所見学に行ったのが弁護士志望のきっかけとなったという意見もあった。

(b) 独立のメリット・デメリット

- ・弁護士は事務所に勤務しながらでも個人事件をとる。いつまでもアソシエイトではいられず、パートナーになるか、独立するか、インハウスになるか、を選択しなければならない時期が来る。
- ・公認会計士も、監査法人勤務の全員が一生事務所に残れるわけではない。
- ・大手弁護士事務所に所属していると、大きな仕事に携われる、海外研修の機会が与えられる、等のメリットがあるが、組織が大きいので決まり事に縛られたり、組織内での立ち回りに悩むことがあるといったデメリットはある。
- ・独立すると、自分で仕事を選べる、組織に縛られずに自由度が高い、自分のしたいことに時間を掛けられる、というメリットがあるが、責任は無限大であることがプレッシャーである。

(c) 士業の醍醐味

- ・弁理士：特許査定を得られた時、特に一旦拒絶された出願を特許に持ち込めた時が嬉しい。有名な商品に自分が関与した特許技術が採用されていることがある。手掛けたライセンス供与等で大きなビジネスにつながることが嬉しい。顧問契約の顧客と共に成長できることにやりがいを感じる。
- ・弁護士：裁判等において良い結果で紛争解決できたら嬉しい。大阪の中小企業を代理して特許訴訟で大企業と戦ったことがあり、大阪を代表している気分になった。弁護士という資格を持っているので、若い女性であっても理論武装をしておけば誰からもきちんと対応してもらえる。
- ・公認会計士：監査人は「話を聞く人」という意味がある。話を聞くことで人の役に立てる仕事である。社長を含めて様々な人から話を聞き、資料を見せてもらえてるので、自分の知識になり、その知識を活かしたさらに良いサービスが可能になる。

(d) 学生時代にやっておいた方が良いこと

- ・自分は就活やインターンをしたことがないが、それらを経験しておけば、少しは企業経験ができたのではないかと思う。
- ・学校のO BやO Gを訪問し、様々な職業の人と話すすればよかったと思う。
- ・勉強した知識は社会人になってからも役に立つので、勉強も頑張れ。

(4) 第三部 質疑応答

事前質問に対する回答は、第二部の冒頭になされた。聴講者からの質問受付は、時間切れのため割愛された。

以上



関西会知財普及・支援委員会 川上桂子

2

支援活動予定表(4月から)

相 談

北海道会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
北海道	毎週火・金曜日	常設知的財産相談室	北海道会事務所	北海道会所属 弁理士

東北会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
宮城	毎週火曜日 (13:00~16:00)	常設知的財産相談室	東北会事務所	東北会所属弁理士

北陸会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
石川	21.04.14 21.04.28	常設知的相談室	北陸会事務所	橋爪慎哉 宮本一浩

関東会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
東京	毎月第2木曜日	2021年度東京商工会議所専門相談	東京商工会議所中小企業相談センター	濱田修 本谷孝夫 滝川喜和夫 小野友彰 松本慎一郎 伊藤夏香 下村和夫 藤岡茂 斎藤理絵 高原千鶴子 須藤修三 清水聰子
神奈川	毎月第2木曜日	令和3年度知財相談窓口 (IDEC)	(公財) 横浜企業経営支援財団 相談窓口	青木充
	21.04.17	図書館で学ぶ知的財産講座	神奈川県立川崎図書館 カンファレンスルーム	神奈川委員会委員

東海会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
愛知	月～金 (13:00 ~ 16:00)	常設知的財産相談室	東海会事務所	東海会所属弁理士

関西会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
京都	月～金 (10:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 17:00)	「特許・商標等」の無料相談 (要予約・個人面談方式)	京都府北部：舞鶴商工会議所 京都府中部：担当弁理士の事務所又は オフィス-ワン四条烏丸 京都府南部：京田辺市商工会館	京都地区会所属 弁理士
大阪	月～金 (10:00 ~ 12:00、 14:00 ~ 16:00)	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式) ※電話相談とウェブ相談のみ開催	関西会事務所	関西会所属弁理士
奈良	月～金 (10:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 17:00)	知的財産無料相談 (要予約・個人面談方式) ※電話相談のみ開催	奈良県北部：アクティ奈良 奈良県中部：橿原商工会議所 奈良県南部：五條市商工会	奈良地区会所属 弁理士

中国会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
広島	毎週水曜日 (13:00 ~ 15:00)	常設知的財産相談室	中国会事務所	中国会所属弁理士

2. 支援活動予定表（4月から）／相談／講演／その他

四国会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師（弁理士、他）
徳島	第1水曜日（偶数月） 13:00～16:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式)	工業技術センター	四国会所属弁理士
香川	第2・4水曜日 13:00～16:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式)	四国会事務所	四国会所属弁理士
愛媛	第1月曜日 13:00～16:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式)	四国中央商工会議所	四国会所属弁理士
	第2木曜日（奇数月） 13:00～16:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式)	宇和島商工会議所	四国会所属弁理士
	第3木曜日（奇数月） 13:00～16:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式)	八幡浜商工会議所	四国会所属弁理士
高知	第3木曜日 13:00～16:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式)	高知県発明協会	四国会所属弁理士

九州会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師（弁理士、他）
福岡	毎週木曜日 10:00～15:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式) ※現在は電話相談のみ開催	九州会事務所	九州会所属弁理士

講 演

関東会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師（弁理士、他）
神奈川	21.04.17	図書館で学ぶ知的財産講座	神奈川県立川崎図書館 カンファレンスルーム	神奈川委員会委員
山梨	21.04.01～09.27	知的財産特別授業	山梨県立甲府工業高等学校	塩島利之 田中正男 望月義時 堀内正優 磯部光宏

中国会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師（弁理士、他）
広島	未定	知的財産セミナー	呉工業高等専門学校	保坂幸男 正井純子 二上裕之
	未定	知的財産セミナー	大島商船高等専門学校	木村正彦

その他

関東会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師（弁理士、他）
千葉	2021年度後期	千葉工業大学寄附講義	千葉工業大学	千葉委員会委員
神奈川	21.04.17	図書館で学ぶ知的財産講座	神奈川県立川崎図書館 カンファレンスルーム	神奈川委員会委員

3

支援活動一覧表（3月分）

相 談

北海道会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師（弁理士、他）
北海道	毎週火・金曜日	常設知的財産相談室	北海道会事務所	北海道会所属 弁理士

東北会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師（弁理士、他）
宮城	毎週火曜日 (13:00~16:00)	常設知的財産相談室	東北会事務所	東北会所属弁理士

関東会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師（弁理士、他）
千葉	21.03.02	(一社) 千葉県発明協会知財相談室 (木更津商工会議所)	木更津商工会議所	矢上礼宣
	21.03.03	(一社) 千葉県発明協会知財相談室 (佐倉商工会議所)	佐倉商工会議所	八木田智 上村陽一郎
	21.03.03	(一社) 千葉県発明協会知財相談室 (市川商工会議所)	市川商工会議所	山川啓
	21.03.04	(一社) 千葉県発明協会知財相談室 (船橋商工会議所)	船橋商工会議所	田久保泰夫 堀宏光
	21.03.18	(一社) 千葉県発明協会知財相談室 (習志野商工会議所)	習志野商工会議所	中村裕行
	21.03.16	2020年度弁理士による特許無料相談会 (東葛テクノプラザ)	東葛テクノプラザ	日向麻里
東京	21.03.11	2020年度東京商工会議所専門相談	東京商工会議所中小企業相談センター	折居章
	21.03.11	2020年度下期知財無料相談会（町田）	町田新産業創造センター	本谷孝夫
	21.03.17	2020年度下期 多摩地域無料知的財産相談会	たましん事業支援センター (Win センター)	下村和夫
	21.03.26	2020年度下期 BusiNest無料知的財産相談会	BusiNest	下村和夫
神奈川	21.03.12	令和2年度知的財産相談事業	神奈川県立川崎図書館 知財スポット	穂坂道子
山梨	21.03.09	弁理士による特許無料相談会（富士吉田）	富士吉田商工会議所	堀内正優

東海会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師（弁理士、他）
愛知	月～金 (13:00 ~ 16:00)	常設知的財産相談室	東海会事務所	東海会所属弁理士

関西会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師（弁理士、他）
京都	月～金 (10:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 17:00)	「特許・商標等」の無料相談 (要予約・個人面談方式)	京都府北部：舞鶴商工会議所 京都府中部：担当弁理士の事務所又は オフィス-ワン四条烏丸 京都府南部：京田辺市商工会館	京都地区会所属 弁理士
大阪	月～金 (10:00 ~ 12:00、 14:00 ~ 16:00)	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式) ※電話相談とウェブ相談のみ開催	関西会事務所	関西会所属弁理士
奈良	月～金 (10:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 17:00)	知的財産無料相談 (要予約・個人面談方式) ※電話相談とウェブ相談のみ開催	奈良県北部：アクティ奈良 奈良県中部：橿原商工会議所 奈良県南部：五條市商工会	奈良地区会所属 弁理士

中国会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師（弁理士、他）
広島	毎週水曜日 (13:00 ~ 15:00)	常設知的財産相談室	中国会事務所	中国会所属弁理士

四国会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
徳島	第1水曜日(偶数月) 13:00～16:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式)	工業技術センター	四国会所属弁理士
香川	第2・4水曜日 13:00～16:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式)	四国会事務所	四国会所属弁理士
愛媛	第1木曜日 13:00～16:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式)	四国中央商工会議所	四国会所属弁理士
	第2木曜日(奇数月) 13:00～16:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式)	宇和島商工会議所	四国会所属弁理士
	第3木曜日(奇数月) 13:00～16:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式)	八幡浜商工会議所	四国会所属弁理士
高知	第3木曜日 13:00～16:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式)	高知県発明協会	四国会所属弁理士

九州会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
福岡	毎週木曜日 10:00～15:00	常設知的財産相談室 (要予約・個人面談方式) ※現在は電話相談のみ開催	九州会事務所	九州会所属弁理士

講 演

関東会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
東京	21.03.27	まちだキッズアントレプレナープログラム 発明教室	町田市産業創造センター及び オンライン開催	三原秀子 伊藤夏香 遠田利明

東海会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
愛知	21.03.08	知的財産特別工作授業	名古屋市立高蔵小学校	塩谷尚人
	21.03.18	知的財産経営サロン(第5回) 「知的財産を使って事業を伸ばす～どうすれば 知財を事業に生かせるのか?～」	弁理士会東海会事務所	知的財産支援 委員会

関西会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
大阪	21.03.03	知的財産特別授業	京都府ノートルダム学院小学校	赤岡和夫 浅野能成
兵庫	21.03.02	知的財産特別授業	尼崎市立大島小学校	中村忠則 村井康司

その他

東北会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
宮城	21.03.19	東北地域知財戦略本部会議	オンライン開催	斎藤昭彦

北陸会

開催県	日付	イベント・セミナー名等	会 場	講師(弁理士、他)
石川	21.03.02	石川県職域創意工夫功労者表彰・現地調査	調査対象企業	宮田誠心
	21.03.10	石川県職域創意工夫功労者表彰・審査会	石川県地場産業振興センター	宮田誠心 村田健誠 横井敏弘

常設知的財産相談室(無料)

※すべて事前予約制です。

北海道会

011-736-9331

URL : <http://jpaa-hokkaido.jp/>

相談時間：毎週火曜日・金曜日／14:00～16:00

東北会

022-215-5477

URL : <https://www.jpaa-tohoku.jp/>

相談時間：毎週火曜日／13:00～16:00

北陸会

076-266-0617

URL : <https://www.jpaa-hokuriku.jp/>

相談時間：※相談日はホームページをご覧ください。

関東会

03-3519-2707

URL : <https://www.jpaa-kanto.jp/>

相談時間：月～金曜日／10:00～12:00、
14:00～16:00

東海会

052-211-3110

URL : <http://www.jpaa-tokai.jp/>

相談時間：月～金曜日／13:00～16:00

関西会

06-6453-8200

URL : <http://www.kjpaa.jp/>

相談時間：月～金曜日／10:00～12:00、
14:00～16:00

中国会

082-224-3944

URL : <https://www.jpaa-chugoku.jp/>

相談時間：毎週水曜日／13:00～15:00

四国会

087-822-9310

URL : <http://jpaa-shikoku.jp/>

相談時間：※相談日はホームページをご覧ください。

九州会

092-415-1139

URL : <http://www.jpaa-kyusyu.jp/>

相談時間：毎週木曜日／10:00～12:00、
13:00～15:00

それいけ
支援センタくん
飯岡 菜子



お問い合わせやご送付先に変更がございました場合には 日本弁理士会 経営・支援室まで

電話 : 03-3519-2709 (直) FAX : 03-3519-2706

MAIL : shien@jpaa.or.jp

URL : https://www.jpaa.or.jp/support_activity/